令和６年12月２日以降 保険証の取り扱いが変わります

●問い合わせ／保険医療係

令和６年12月２日以降、国の法改正により、保険証利用登録がされたマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行することに伴い、保険証の取り扱いが変わります。

現在お手元にある保険証について

町の国民健康保険証および後期高齢者医療保険証の有効期限は、令和７年７月31日までのため令和６年12月２日以降も期限まで保険証を利用できます。

※令和７年７月31日までに後期高齢者医療制度に移行する人など、一部の人は有効期限が異なる場合があります

『国民健康保険短期被保険者証』についても12月２日以降は廃止となり、対象の世帯は、資格確認書へ移行となります

なお、上記保険以外に加入している人は、退職等で資格を喪失しない限り令和７年12月１日まで利用可能です。 詳しくは、事業主等へお問い合わせください。

保険証の有効期限が切れた後について

マイナ保険証をお持ちでない人や保険証利用登録をしていない人には、現在お持ちの保険証の有効期限前に、従来の保険証に代わり『資格確認書』を交付する予定です。※申請不要

現在の保険証同様、医療機関などの窓口で提示することで、一定の窓口負担で受診が可能です。

なお、令和６年12月２日以降に保険証を紛失した場合は再発行ができませんので、マイナ保険証を利用するか、資格確認書の交付申請をお願いします。

また、国民健康保険の加入手続きおよび脱退手続きは、保険証廃止後も必要となりますので、従来どおり窓口での手続きをお願いします。

マイナ保険証について

マイナンバーカードを保険証として利用するには、ご自身で『保険証利用登録』を行う必要があります。

今後、マイナ保険証を利用する予定の人は、早めに保険証利用登録を行うようお願いします。

12月２日以降の保険証の取り扱いについてはこちら

受給者証の取り扱いについて

子ども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費受給証の取り扱いは、従来どおり変更はありません。※紛失しても再発行可能

発行済みの健康保険証の取り扱い

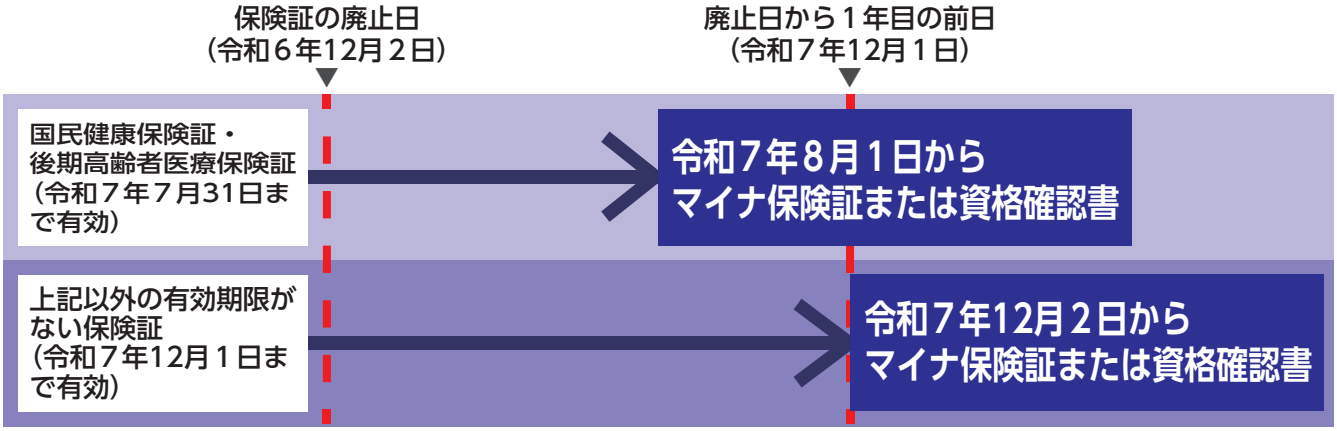

※マイナ保険証利用登録をすでに済ませている人は、有効期限前であってもマイナ保険証として利用可能です